

令和6年11月5日

各課（局、室、園）長 様

河 津 町 長

### 令和7年度当初予算編成方針

国は、本年6月に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針2024(骨太の方針)」において、少子高齢化・人口減少を克服し、持続可能な成長の実現に向け、中期的な経済財政の枠組みに沿った予算編成を行うとともに、少子化対策・こども政策の根本強化を含めた新たなステージへの移行に向けた取組の加速などの重点政策課題に必要な予算措置を講ずること等により、メリハリのある予算編成をすることとしている。

一方で、「令和7年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針」において、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化することとし、義務的経費についても聖域を設けることなく、制度の根底にまで踏み込んだ抜本的な見直しを行い、可能な限り歳出の抑制を図るものとしている。

令和7年度においては、これら国の施策の動向に注視し、適切に対応していく必要がある。

本町においては、更なる少子高齢化や人口減少の影響による町税の減収が見込まれ、地方交付税についても増額は見込みにくい状況である。一方で、近年の地震や豪雨災害などに備えた防災・減災対策や、喫緊の課題である子ども・子育て施策をはじめとする社会保障関係経費の増加、また、世界経済の不安定な影響を受け、労務単価や建設資材等の高騰による建設コスト上昇など歳出増加が見込まれ、引き続き財政運営は厳しい状況であると予想される。

本町としては、コロナ禍前のような賑わいを取り戻すべく、国や県の補助金などを活用し、観光を中心とした新規事業に取り組んできたが、未だ回復途上で厳しい町内経済の状況等を考え、インフラ整備や見直しも行いながら、少子高齢化や人口減少などに起因する諸課題や懸案事項の解決に取り組まなければならない。

これらの解決に向け、「コンパクトで魅力あるまち」を目指して、高齢者を支える働く世代や子育て世代を増やすことにより、波及効果は多方面へ広がると考え、町民と共に創り上げていく「共創のまちづくり」を基本目標として、民間の力も活用しながら、「チェンジ（変化）」から「サステナブル（持続性）」への新しい時代の「コンパクトで魅力ある、賑わいのまちづくり」に取り組むため、限られた財源を最大限に有効活用すべく、既存事業の廃止・縮小・再構築による歳出の徹底した見直しにより、健全な財政運営を堅持しつつ、次世代へのアプローチとする。

令和7年度の予算編成に際しては、以上のことを前提に、次の方針に基づき、予算編成を進めるものとする。

## 第1章 基本方針

### 1 基本目標・重点施策

令和7年度当初予算の基本目標と重点施策は、河津町第5次総合計画の基本目標に加え、以下のとおりとする。

#### (1) 基本目標：『共創のまちづくり』

将来にわたり少子高齢化や人口減少が進み、地域の活力の低下が予想される中で、なお一層の子育てしやすい環境づくりや高齢者と豊かに暮らすことができる町づくりを目指して、町民や民間との力を合わせた「共創」の取り組みが必要であることから、「共創のまちづくり」を基本目標とする。

#### (2) 重点施策

- ① 誰もが安心して暮らせるまちづくりの推進  
防災・減災などの安心安全対策
- ② 豊かさをみんなでつくるまちづくりの推進  
豊かさをつくる健康や産業振興対策
- ③ 未来を創る人が育つまちづくりの推進  
未来を創る人づくりのための福祉教育、定住促進などの対策

### 2 歳入の確保

歳入の根幹である町税収入については、財源確保及び税負担の公平性の観点から課税客体的確な把握に努めるとともに、法令に基づく適正な債権管理の推進に努め、収納率の一層の向上に向けて取り組みを強化すること。このほか、受益者負担の適正化、水道料金や温泉料金等に係る未収債権の回収、町有財産の有効利用にも取り組むこと。国・県・外郭団体等の利用可能な補助制度（起債制度も含む）の把握に努め、積極的な提案を図ること。また、ふるさと納税の拡充を図り、財源確保を図ること。

### 3 歳出全般の見直し

既存事務事業の廃止・縮小・再構築を行い、コスト意識を徹底する中で、必要性、有効性及び効率性を厳しく検証し、最小の投資で最大の効果を発揮できるよう、事業費を精査した上で真に必要なもののみ要求すること。

### 4 一般財源ベースでのゼロシーリング

厳しい財源の中で政策的経費の財源を確保するため、経常的経費（義務的経費を除く）については、令和6年度当初予算の一般財源充当額を上限とすること。

### 5 共創、共働、共生による施策の推進

各事業の構築、推進に当たっては、町民、民間企業、関係団体と事業目的や課題認識を共有し、適切な役割分担に基づいて最大の事業効果を発揮しうよう努めること。

## 第2章 予算要求に当たっての基本的留意事項

### 1 当初予算の性格

当初予算は通年予算として編成するため、年間所要額を的確に見積もること。

補正予算は原則として、当初見込めなかった制度改正、国庫補助金等の追加配分、臨時の財政需要等、例外的なものに限る。

### 2 国・県の動向

国や県の予算編成の動向や制度改正の情報収集に努め、積極的に財源を確保すること。また、新たな支援制度など、従来の補助制度に捉われず、所管省庁以外の補助制度についても幅広く情報収集を行い、新たな財源の確保に努めること。既存の補助事業についても補助基本額、補助率等を確実に把握した上で要求すること。

### 3 新規事業の構築、既存事業の拡充

新規事業の構築や既存事業の拡充に当たっては、円滑に事業実施できるよう関係者に対して十分な説明を行うこと。なお、新規事業や既存事業の拡充等により、新たな財源を必要とする場合は、原則として、他の既存事業の廃止・縮小・再構築を図り、財源を確保すること。

### 4 特別会計、公営企業会計

特別会計及び公営企業会計については、将来にわたる的確な収支見通しに基づく収益の確保、経費の節減、事業の合理化に努めるとともに、安易に一般会計からの繰入金に依存することなく、自主財源の確保に努めること。

### 5 その他

定期監査、決算審査における監査委員からの意見及び議会決算審査特別委員会付帯意見のうちで予算に反映すべき内容を的確に把握するよう努めること。

## 第3章 個別事項

[別添のとおり]